

1、私は1946年生まれなので、全人生が日本国憲法とともにありました。従って、憲法を具体的に自分の人生に照らして意見を述べます。21世紀につなげるために。

労働者としての体験の主なものに、薬害スモン被害者救済運動、障害者の働く場づくりの共同作業所運動、傷つくもののいのちと健康を守る過労死認定運動などがありますが、いずれも、人間が生きた人間として人間らしく生きるために、血が通った人間が求めた運動でした。その指針として、あるいは実現する根拠として、憲法25条をはじめとする憲法の規定であったことは、まぎれもない事実でした。

2、私は自治体職員として、自治体住民のゆりかごから墓場までの、全くらしにかかわることを直かに見てきました。「住民が何を求めて、自治体に期待しているか、を考える時、憲法の地方自治規定が生きているかどうかが問われますが、規定に誇りを持つものです。」

住民の生活と福祉と安全を、住民の最も身近かなしべルで昇ることに自治体の存存意義が求められるのは、長い人類の歴史をふまえた憲法規定があるからにほかならないと考えるからです。

3、私は福岡市の柄付ベースの近くで生まれ育ったことから、3才の頃、戦後なのに灯火管制を体験し記憶しています。また、米軍機の騒音で、当時国に対して「静かに勉強させてほしい」と、小学校を代表して要請作文を送ったこともあり目覚、そのことから、憲法9条に最大の関心を持ちます。もしも、この規定がなく、戦後、いずれかの戦争に参戦していたならば、第3次大戦へ抗大したかかも知れぬことは容易に推測できます。国際的役割はこの観点が大事と考えます。

4、憲法を觀念的に考え、憲法をいじることを考えるのではなく、まさに国民の生活、生きたくらしの中に、具体的にあらわれている観点から意見を述べてみたいと考えます。